

短期大学における著作権教育への取り組み（第1報）

濱 口 なぎさ

Approach on copyright education in junior college (1)

Nagisa HAMAGUCHI

キーワード：短期大学、著作権教育、情報モラル

1．はじめに

生活科学科生活情報専攻1年前期に開講されている「情報検索」において、15回の授業中2回は著作権についての講義を行っている。「情報検索」科目は、社会人となった後も有益な情報を正しい方法で効率よく手に入れ、活用するための知識と技能の習得を目標としている。そのためには著作権について理解することが不可欠であるが、今回は現在実施している著作権教育の内容について見直しを行い、改善していくための取り組みについて報告する。

また、今年度はこの科目以外に、教員免許状更新講習会において、小学校・幼稚園教諭を中心とした参加者に著作権講習を行った。その結果も合わせて報告する。

2．著作権に対する学生の認識

平成23年から小学校では新学習指導要領による授業が行われるようになり、「生きる力」をはぐくむ教育を目指すためにも「情報モラル」に関するカリキュラムが充実すると思われる。現に文部科学省は平成22年10月に「教育の情報化に関する手引」を公表し、情報教育や授業におけるICT活用など、学校における教育の情報化について充実を図ろうとしている。

著作権について小学校から学ぶ機会が今後はさらに増えると思われるが、現在在学中の本学の学生たちも小・中・高校で情報モラルに関する授業

を受けた経験は少なからずあるはずである。

しかし、高校までに著作権について指導を受けた記憶があるか授業中に挙手によって尋ねてみたところ、ほとんどの学生が「ない」と答えた。また、「著作権」という言葉についても聞いたことはあるが、認識はあいまいとの反応であった。著作権に関する身近な例として映画館で海賊版使用を禁止するメッセージが上映されていることを取り上げたところ、海賊版と著作権が関連していることを初めて認識した学生もいた。

本学の2つの情報演習室は、授業が行われていない空き時間は学生たちが自由に使用できる。この空き時間に演習室に行き、学生たちのパソコン利用状況を確認してみると、WordやExcel等のアプリケーションソフトを使用して課題に取り組むよりも、Youtube等の動画投稿サイトを閲覧している学生をみかけることが目立つようになってきた。これら動画投稿サイトには、著作権を侵害して投稿されたテレビ番組や音楽が多く存在しているが、学生たちは著作権侵害のことはほとんど意識しておらず、「見逃した番組を見られる」「CDや着うたを購入しなくても好きなアーティストの音楽を聴ける」として利用しているようである。

また、レポート等を作成する場合、インターネットで調査した結果をコピー＆ペーストで貼り付けただけで満足し、文章表現がちぐはぐで自分の考えや意見がほとんど含まれていなくても気にしない学生も残念ながら存在する。

今日のように多種多様な情報がデジタル化され、誰でも簡単にコピーしたものが入手できるような時代では、著作物の正しい使い方を理解しておくことは必要不可欠である。短大や大学等の高等教育機関では、著作権教育はこれまであまり重視されていなかったように感じるが、今後は避けて通ることのできない事柄であるにとらえ、講義内容を改善していきたい。

3．講義内容

今年度までは講義科目「情報検索」の2回(90分×2=180分)の授業で、著作権について取り上げてきた。これだけの時間では、著作権について深く指導するには短すぎるため、短大生としてまた社会人として基本的に知っておくべき事柄についてのガイダンスという位置づけにしていた。

授業では、社団法人著作権情報センター(CRIC)から毎年無償パンフレット「はじめての著作権講座 著作権って何?」を取り寄せ、履修者全員に配布して使用した。このパンフレットには、著作権のポイントが分かりやすく説明しており、教材として適しているが、5～6月前後に改訂版が発行される傾向があるため、著作権について取り上げる時期は6月末から7月とし、学生たちに最新の情報を提供できるように心がけている。

また、CRICが公開している著作権教育用Webサイト(コピーライトワールド)を補助教材として使用している。このWebサイトは子供向けであるため、学生にとっても非常に分かりやすく、クイズ形式で著作権についての知識を確認するページもあり、理解を深めるために有効であると考えている。講義は大別すると以下の3つの内容で実施している。

3.1．著作物の種類

図書などの印刷物や音楽、映画等に著作権があることは学生たちも認識しているが、建物や地図、ダンスの振り付けにも著作権があることには気づいていないようである。

また、生活情報専攻の学生が日常的に使用しているコンピュータのソフトウェアやデータベース

にも著作権があることなど、身の回りの様々なものが著作物であることを説明し、認識させている。

3.2．著作者の権利

誰でも著作者になれることを理解させている。著作権というと、小説家やアーティストなど特定の職業についている人だけの権利だと思いがちであるが、学生が自分で考え自分で作成したものは何でも自動的に著作物として認められ、著作権で守られていることを説明している。

また著作者の権利として著作者人格権(公表権・氏名表示権・同一性保持権)と著作権(財産権)があり、一般的に著作権というと財産権の方を意識しがちであるが、他人の著作物を利用する際、無意識のうちに同一性保持権を侵害している可能性があるため気をつけるよう指導している。

3.3．著作物の正しい使い方

原則として他人の著作物を利用する場合は、著作者の許諾が必要である。例外として著作物を自由に使えるのは「私的使用のための複製」等の利用法に限られることを強調し、家族間では認められても友人間で複製物をやり取りすることは法律に抵触する可能性がある。

また、レポートや小論文を作成する際は、文献やインターネット等を使用して調査した内容を自分の意見と区別がつかないような書き方をしはならず、どうしても他人の著作物の一部を使用しなければ論が成り立たない場合のみ「引用」できることを説明し、引用の記述の仕方も指導している。

4．講義の課題と次年度の取り組み

今年度までは、2回の授業の最後に小テストを実施して学生の理解度を確認していたが、学生一人ひとりの著作権に対する認識の度合いが、この授業によって深まったのか、あるいは高校までにある程度の知識を持っていたのかが不明であった。

また、CRICの資料やWebサイトを使用して講義を行っていたが、文化庁やJASRACのサイトにも教育用のページが設けられているため、これらの資料も有効に活用できるよう検討する。

また、著作物の利用について身近で具体的な例を数多く挙げるなど、理解しやすい内容にしたいと考えている。そのためには筆者自身も著作権に関する最新の情報を入手するために、著作権に関する勉強会や研修会に積極的に参加し、内容を咀嚼した上で学生たちに分かりやすく教えていきたいと計画している。

さらに次年度は、講義する前に、学生が持っている著作権についての認識を小テストによって確認し、講義終了後に理解が深まったかどうかを再度小テストによって確認し、不十分な点があれば補う方法を取っていききたい。

5. 「教員免許状更新講習」について

講習の概要については副島雪子講師と共著の「教員免許状更新講習実施報告『情報活用術』 - クラスだより作成をとおして - 」に記述した。本稿ではこの講習で筆者が担当した「学校教育と著作権」について、具体的な内容を記述する。

教育目的であれば著作物が自由に利用できる場合が多いこともあり、教職員の著作権に対する意識は一般企業に比べると低いと言われている。今回、小学校・幼稚園教諭を中心とした教員免許状更新講習の講師を担当することになり、筆者自身も改めて、教育現場において著作物を利用するために気をつけるべき事柄を確認する機会を得ることができた。

5.1. 講習の概要

講習では、本学学生の授業でも実施している内容（前々章「3. 講義内容」）を中心に、学校教育の場での著作物の間違った利用例を紹介し、講習参加者にとって理解しやすく実践しやすい内容となるよう工夫した。特に、音楽関係の著作物については、教育目的であっても著作者の許諾が必要になる場合があることを重点的に説明した。具体的な内容は下記のとおりである。

5.1.1. 著作者の許諾なしに利用するための条件

教育目的で、著作者の許諾なしに利用するための条件として次の6点を紹介した。

- ① 営利を目的としない教育機関であること
- ② 教育を担当している教員等やその授業を受ける者が複製すること
- ③ 公表された著作物であること
- ④ 授業の過程における使用を目的とすること
- ⑤ 必要と認められる限度内であること
- ⑥ 著作物の種類・用途、複製の数・態様に照らして著作権者の利益を不当に害しないこと

これら6点の中では、例えば⑤の「必要と認められる限度内」の判断は事例によって異なることを説明した。1クラス50名以下である小学校ではあまり気にする必要はないが、科目によって100名以上の受講者がいるような大学の場合、教育目的であっても他人の著作物を大量にコピーして配布することは著作権者の許諾なしにはできないことを紹介した。

5.1.2. 教育現場での事例

教育現場での具体的な事例については、下記の9点について間違った利用例を提示しながら説明した。

① 児童・生徒の著作物

児童・生徒の作文や絵画などにも全て自動的に著作権が発生するため、教員が勝手に手を加えた後、コンクール等に応募することはできない。

② 録画したビデオ教材の使用

NHKの教育番組等を録画して授業の教材として使用する例は多いと思われるが、録画した番組を、教員が編集しなおすことは同一性保持権の侵害となる。

③ 新聞記事のコピー

新聞に掲載されていた記事をコピーし、授業の教材として使用することは問題ないが、職員会議などで教師全員にコピーを配布する場合は、著作者の許諾が必要である。

④ 楽譜のコピー

授業で使用するための教材として、楽譜をコピーすることはできるが、課外の部活動等のために楽譜をコピーする場合は、著作者の許諾が必要である。音楽関係の著作物につい

ては一般社団法人日本音楽著作権協会（JAS-RAC）に許諾を申請すればよい。コピーする楽譜の曲数や部数によって異なるが、著作物の使用料は高額ではない。

⑤図書館でのコピー

図書館内で蔵書のコピーができるのは公共図書館や大学図書館など法律で定められた図書館のみであり、小・中・高校の図書室は対象外である。

⑥写真の使用

当然写真にも著作権が発生するため、写真を使用する場合は著作者（撮影者）の許諾が必要となるが、場合によっては写っている人物にも使用の許諾を得る必要があることを説明した。これは、個人情報保護法の制定以降、個人の権利意識が高まり、児童・生徒の写真を「クラスだより」等の印刷物に掲載し配布した後で、保護者からクレームがつく場合を想定してのことである。

⑦キャラクターの使用

運動会などで、人気のあるキャラクターのイラスト等を使用して掲示物を作製する場合があるが、教育課程上の必然性があれば例外的に認められる。しかし、行事が終了した後も掲示を継続したい場合は著作者の許諾が必要である。

⑧Web サイト作成上の注意点

Web サイトに写真を掲載する場合は、不特定多数の人が閲覧することになるため、特に扱いは慎重にする必要がある。権利者の許諾を得るのは当然であるが、人物が特定できないよう加工する等の配慮が必要となってくる。

また、学校紹介の Web サイトで校歌を流す場合があるが、自校の校歌であっても、作詞者・作曲者が JASRAC 会員の場合申請をする必要がある。ただし、現在は申請のみで許諾され、使用料は払わなくてもよいことになっている。

⑨CD・DVD 作成上の注意

パソコンが普及し、高性能のデジタルカメラやビデオを個人が所有する時代となったこ

ともあり、手軽に卒業記念アルバム CD や DVD が作成できるようになった。

作成した CD や DVD を無償で卒業生に配布するような場合でも、気をつけなければならないことがある。それは、BGM に市販の CD 曲を使用する場合は、著作者への許諾を代行している JASRAC への申請と使用料の支払いだけでなく、著作隣接権を保有（この場合は CD の原盤を保有）しているレコード会社等への許諾申請と使用料の支払いが必要になってくるからである。

レコード会社によっては卒業記念アルバム等への CD 使用を禁止しているところもあり、許諾可能な所でも配布する枚数によっては数万円から数十万円の使用料を課すところがある。市販 CD 曲を安易に使用することは絶対に避けるべきであることを強調した。

なお、合唱コンクール等のイベントを録画し、DVD にして参加者に配布する場合は、歌唱や演奏をしているのは児童・生徒であっても、使用した曲に対する使用料の支払いが必要である。この場合は、JASRAC へ著作物の利用を申請することになるが、非売品の配布物の場合は「非商用利用」として使用料が減額される。

例えば、JASRAC の「使用料計算シミュレーション（映像ソフト）」のサイトで試算してみると、一般人が 3 分 30 秒の楽曲 1 曲を歌唱した場面を収録した DVD を 40 枚作成すると、著作権利用料は 5,200 円になるが、学校等の教育機関が使用申請を行う場合はこれより減額される。具体的な使用料については直接 JASRAC に申請しなければ判明しないが、無償配布の DVD を作成し、楽曲を収録する場合は安くても 1 枚あたり数百円程度の使用料がかかることを念頭におくべきである。

6. おわりに

コンビニエンスストアにコピー機が設置されて誰もが自由に使えるようになり、携帯電話を含めた携帯型音楽プレーヤーが普及し、さらに一般家

庭においては74.6%にパソコンが普及している時代となった^{注1)}。また、教育現場でも小学校からパソコンを利用した教育が導入されており、小学生でも文字情報だけでなくマルチメディア情報を簡単に複製することが可能となってきた。学習指導要領にも「情報モラル」教育が現代社会で生きるためには必須の内容として盛り込まれている。

今年2011年7月にはテレビ放送の完全デジタル化が実施され、出版界は2010年が電子書籍元年とも言われたように、情報のデジタル化が急速に進んでおり、著作権についてもこれまで以上に一人ひとりが真剣に考えなければならない時代になっている。

短期大学でも、社会人基礎力を養成するために、学科専攻を問わず著作権教育は積極的に行われるべきである。生活科学科生活情報専攻では「情報検索」以外の複数の科目で、著作権について取り上げられているが、他の学科専攻での現状は調査していない。本学のような実学系の短期大学においては、免許資格を取るためのカリキュラムが編成されているため時間割に余裕がないが、教養科目の中で著作権教育も含めた「情報モラル」「情報リテラシー」教育を行うことを検討すべき時期が来ていることを、情報に携わる教員として学内で啓蒙していきたい。

注1) 内閣府「消費動向調査」：主要耐久消費財の普及率（一般世帯）（平成22年3月現在）より

参考資料

- ・大和 淳著「ケーススタディ著作権 学校教育と著作権」社団法人著作権情報センター（CRIC）. 2010年
- ・「コミックでわかる著作権 おじゃる丸」社団法人著作権情報センター（CRIC）. 2009年
- ・「はじめての著作権講座 著作権って何？」社団法人著作権情報センター（CRIC）. 2009年
- ・梅原ゆかり他監修「すぐに役立つ著作権のしくみとトラブル解決実践マニュアル」三修社 . 2010年
- ・文化庁 / 著作権 <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>
- ・一般財団法人日本音楽著作権協会 JASRAC <http://www.jasrac.or.jp/>
- ・社団法人日本複写権センター <http://www.jrrc.or.jp/>
- ・新聞著作権協議会 <http://www.ccn.jp/index.html>

- ・日本放送協会 <http://www.nhk.or.jp>
- ・文部科学省・「教育の情報化に関する手引き」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm
- ・ユニバーサルミュージックジャパン <http://www.universal-music.co.jp/legal.html>